

石川県公報

平成30年6月1日

第13110号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同) 4
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新 (農業安全課) 1		○委託業務に係る提案書の募集公告 (文化振興課) 4
○保安林の皆伐面積の限度 (森林管理課) 2		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課) 6
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課) 3		○土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課) 7
公 告		○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (公園緑地課) 7
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 3		

告 示

石川県告示第260号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 登録年月日及び登録番号
平成15年5月30日 17023
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
内浦町農業協同組合
中谷 伸夫
鳳珠郡能登町字松波10字54番地甲1
- 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物(玄米、大麦、大豆、そば)
- 登録の区分
品位等検査
- 登録検査機関が農産物検査を行う区域
石川県
- 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
真 智 達 郎	鳳珠郡能登町字小木3-67-1	玄米、大麦、大豆、そば
尾 上 雅 俊	鳳珠郡能登町字時長45-56	玄米、大麦、大豆、そば
干 場 大 輔	鳳珠郡能登町字松波36-21	玄米、大麦、大豆
干 場 結 城	鳳珠郡能登町字上14-53乙	玄米、大麦、大豆
今 井 達	輪島市里町5-1	玄米

- 登録更新年月日
平成30年5月30日

- 1 登録年月日及び登録番号
平成15年5月30日 17024
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
北能産業株式会社
福池 正人
鳳珠郡能登町字柳田仁部72番2地
- 3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 登録検査機関が農産物検査を行う区域
石川県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
福 池 和 廣	鳳珠郡能登町字天坂乙1-83	玄米
駒 寄 一 美	鳳珠郡能登町字当目60-6	玄米
福 池 凡 恵	鳳珠郡能登町字柳田仁部59-1	玄米
田 中 真	鳳珠郡能登町字合鹿12-73	玄米

- 7 登録更新年月日
平成30年5月30日

石川県告示第261号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 ヘクタール	備 考 ヘクタール
奥 能 登 東 部 水 源 涵 養 保 安 林	46.64	
奥 能 登 西 部	157.76	
中 能 登 東 部	12.34	
中 能 登 西 部	50.66	
中 能 登 中 部	48.92	
中 能 登 南 部	79.36	
富 来 川 神 代 川	9.80	
羽 咋 川	78.46	
犀 川 大 野 川	498.72	{ 国有林 195.92 民有林 302.80
手 取 川	1,204.40	{ 国有林 341.84 民有林 862.56
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,941.86	
奥 能 登 東 部 土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.14	
奥 能 登 西 部	0.78	
中 能 登 東 部	0.28	

中能登西部	〃	2.84	
中能登中部	〃	0.42	
中能登南部	〃	6.50	
富来川神代川	〃	1.66	
羽 昨 川	〃	18.16	
犀川大野川	〃	5.01	
手 取 川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	〃	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大 聖 寺 川	〃	0.12	
小 計		49.39	
中能登西部	干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能登地区	保健保安林	134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,385.03	

石川県告示第262号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

押水

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年5月11日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アッドライフ

3 代表者の氏名

濱中 正敏

4 主たる事務所の所在地

鳳珠郡穴水町字甲ル字31番地

5 定款に記載された目的

この法人は、過疎地域において、生活に課題を抱える住民に対して支援を行い、その生活の質を向上させるとと

もに、地域の枠に囚われない幅広い交流を住民に提供することにより、価値観の多様性を浸透させることで、地域住民の郷土愛を育むと同時に地域の課題を解決し、未来の地域の在り方を創造することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年5月11日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おやこの広場あさがお

3 代表者の氏名

浅野 昭利

4 主たる事務所の所在地

白山市殿町39番地

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県内に在住する子育て中の親子に対して、子育て支援に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県立図書館システム基本計画等策定業務

(2) 業務内容

石川県立図書館システム基本計画等策定業務仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成31年3月31日まで

ただし、一部業務については、仕様書に定める期日

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

参加者は、次の(1)から(7)までの要件を全て満たす単体企業、又は共同企業体（以下「JV」という。）であること。なお、JVとして参加する場合、構成員数は2者とし、代表構成員となる企業が次の(1)から(7)の要件を全て満たしており、代表構成員以外の構成員となる企業が次の(5)から(7)の要件を全て満たしていること。

(1) 企業（グループ会社を含む。）として、平成21年4月1日から平成30年3月31日までの間に、都道府県立図書館、政令指定都市立図書館、もしくは中核市立図書館の中央館における本件類似業務契約を受託し、履行完了した実績があること。

(2) 本業務遂行体制の中にPMP（Project Management Professional）資格を有する者が1名以上いること。

(3) 本プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 石川県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。

(5) 本プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日において、ISO9001マネジメントシステムの登録を受けていること（適用範囲はシステムインテグレーションサービス、システム設計）。

(6) 本プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日において、ISO/IEC27001マネジメントシステムの登録を受

けていること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

ウ 参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

オ 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者

(8) JVを構成して参加する場合の要件は以下のとおりとする。

ア 構成員数は2者とする。各構成員は、本プロポーザルに参加する他の企業、JVの構成員、再委託先を兼ねることはできない。

イ 各構成員の出資比率は20%以上とする。

ウ 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

3 プロポーザルの手続きに関する事項

(1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する期間

平成30年6月1日(金)から同月22日(金)まで

イ 配布する方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/h30systemplanning.html

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問票により提出すること。

ア 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

宛先：石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

(newlibrary@pref.ishikawa.lg.jp)

イ 提出期間

(ア) 参加申込手続きに関する質問

平成30年6月1日(金)から同月6日(水)午後5時まで

(イ) 参加申込手続き以外に関する質問

平成30年6月1日(金)から同月11日(月)午後5時まで

ウ 回答方法

質問及び回答の内容を、以下の石川県ホームページに掲載する。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/h30systemplanning.html

エ 回答掲載期間

(ア) 参加申込手続きに関する質問

平成30年6月11日(月)頃から同月22日(金)午後5時まで

(イ) 参加申込手続き以外に関する質問

平成30年6月14日(木)頃から同月22日(金)午後5時まで

4 参加の申込みに関する事項

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込手続き書類を全て提出期限までに提出すること。

(2) 提出期間

平成30年6月1日(金)から同月14日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内に必着とする。)

(4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)
石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

5 提案書等の提出に関する事項

(1) 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める提案書等を提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成30年6月22日(金)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内に必着とする。)

(4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)
石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

6 その他

(1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。

(2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。

(3) 委託候補者の選定にあたっては、石川県立図書館システム基本計画等策定業務委託候補者選定プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込手続き書類、提案書、及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)の内容について審査を行い、最も優れた者を委託候補者として選定する。

7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)
石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室
電話番号 076-225-1346
電子メール newlibrary@pref.ishikawa.lg.jp

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社おくと農産物検査協会
末政 博司
珠洲市若山町出田ほ部26番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
岩 崎 香 織	珠洲市宝立町南黒丸5字87-1	玄米

(2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
藤 本 英 二	珠洲市三崎町小泊14-91-16	玄米

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

石川かほく農業協同組合
井上 信一

河北郡津幡町字清水チ329番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
松 田 将 史	かほく市長柄町カ120-1	玄米、大麦、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

松任市農業協同組合

竹山 武志

白山市村井町1776番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
北 伸 昭	白山市橋爪町5-1	玄米、大麦、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社鈴八農機商会

鈴 大八

小松市高堂町ハ8番地

2 変更した事項

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(変更前) 株式会社鈴八農機商会

鈴 大八

小松市高堂町ハ5番地

(変更後) 株式会社鈴八農機商会

鈴 大八

小松市高堂町ハ8番地

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 土地区画整理事業の名称

小松都市計画事業小松市沖周辺土地区画整理事業

2 施行者の名称

小松市沖周辺土地区画整理組合

3 換地処分の年月日

平成30年5月14日

4 換地処分の内容

平成30年4月25日付け石川県指令都第120号をもって認可した換地計画のとおり

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可され

た。

平成30年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
金沢都市計画公園事業 5・5・5号 金沢城公園	石 川 県	金沢市鞍月1丁目1番地	(1) 収用の部分 石川県金沢市丸の内地内及び同尾山町地内 (2) 使用の部分 石川県金沢市丸の内地内及び同尾山町地内